

宇土市告示第 1 0 3 号

宇土市老人クラブ補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 2 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市老人クラブ補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇土市老人クラブ補助金交付要綱（平成 3 1 年告示第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇土市シニアクラブ補助金交付要綱

第 1 条中「老人クラブ」を「シニアクラブ」に改める。

第 2 条第 1 号中「単位老人クラブ」を「単位シニアクラブ」に改め、同条第 3 号中「宇土市老人クラブ連合会会則」を「宇土市シニアクラブ連合会会則」に改める。

第 3 条ただし書中「単位老人クラブ」を「単位シニアクラブ」に改め、同条第 1 号中「宇土市単位老人クラブ」を「宇土市単位シニアクラブ」に改め、同条第 2 号中「宇土市老人クラブ連合会」を「宇土市シニアクラブ連合会」に改める。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 単位シニアクラブ活動補助金 新たな単位クラブの設立又は単位クラブの地域貢献活動等への取組を奨励するために、会員数に応じて単位クラブに交付するもの

第 4 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「宇土市老人クラブ連合会事務局就業規則」を「宇土市シニアクラブ連合会事務局就業規則」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 5 条を次のように改める。

（単位シニアクラブ活動補助金の額）

第 5 条 単位シニアクラブ活動補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の交付申請は、補助対象者につき毎年度1回限りとする。

会員数	1 年度当たりの補助金額
1 0 人以上 2 0 人未満	2 万円
2 0 人以上 3 0 人未満	3 万円
3 0 人以上 4 0 人未満	4 万円
4 0 人以上	4 万円に 3 9 人を超える部分の人数に 2 5 0 円を乗じて得た額を加算した額

2 補助金申請日の属する年度の前年度の単位クラブ決算において、支出総額が前年度交付された補助金の額を下回る場合は、その差額を、前項に規定する補助金額から減じるものとする。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

第 1 0 条を第 1 1 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（補助金の交付申請）

第9条 単位シニアクラブ活動補助金の交付を受けようとする単位クラブは、宇土市単位シニアクラブ活動補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 単位クラブの会員名簿
- (2) 単位クラブの事業計画及び予算
- (3) 単位クラブの前年度事業実績及び決算
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い宇土市単位シニアクラブ活動補助金交付(不交付)決定及び確定通知書(様式第2号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

附則の次に次の2様式を加える。

年 月 日

宇土市長 様

住 所
申請者 名 称
代表者

宇土市単位シニアクラブ活動補助金交付申請書兼請求書

宇土市シニアクラブ補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請（請求）
します。

記

1 交付申請・請求額 _____ 円
(内訳)

会員数	交付額 (該当する項目のチェック欄 (□) に「✓」を記入してください。)
人	☐ 会員数 1 0 人以上 2 0 人未満 2 万円 ☐ 会員数 2 0 人以上 3 0 人未満 3 万円 ☐ 会員数 3 0 人以上 4 0 人未満 4 万円 ☐ 会員数 4 0 人以上 (4 万円に 3 9 人を超える部分の人数に 2 5 0 円を乗じて得た額を加算した額)

2 振込口座

金融機関名				支店名				種目
銀行・金庫・信組・信連 農協・漁協・信漁連				本・支店 本・支所 出張所				普通 当座 貯蓄
金融機関番号				店番号				
口座番号 (右詰めでお書きください。)				口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせてください。				

様式第2号（第10条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市単位シニアクラブ活動補助金交付（不交付）決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請があった宇土市単位シニアクラブ活動補助金について、宇土市シニアクラブ補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付区分 交付 ・ 不交付
(不交付の場合は、その理由)
- 2 交付決定額 円

附 則

この要綱は、令和８年７月２２日から施行する。